

番 号 : 131125

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 農村開発部水田地帯第一課

案件名 : 中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト (小規模淡水養殖技術)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 小規模淡水養殖技術
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年12月上旬から2015年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 10.0M/M、合計 10.5M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	300日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月4日(12時まで)
- (4) 方法 : 専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件(業務実施契約(単独型)のみ)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ)をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②当該業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務^注の経験 40点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	養殖技術に係る各種業務
対象国/類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ミャンマー政府は、養殖業の拡大を通じた水産物の安定的生産を重要政策として掲げ、養殖振興を重点課題として位置付けてきた。畜水産地方開発省は、地方経済活性化及び収入源多角化を目的に、農業・畜産・水産分野を集約した複合農業を推進しており、養殖は、農家の生計向上への貢献及び水産物消費によるタンパク質確保に繋がる有効な手段として期待されている。

JICAは2009年6月から2013年6月までミャンマー南部地域にあたる2地域及び1州（エーヤワディー地域、バゴー地域、カレン州）を対象に、「小規模養殖普及による住民の生計向上事業（以下、SAEP）」を実施し、小さな池や水田を使った小規模養殖普及システムの構築及び運用への支援の結果、農民間普及を通じて同プロジェクトの対象地域である南部地域では徐々に小規模養殖が広まりつつある。

ミャンマーの中央乾燥地域は不安定な気候による凶作や限られた雇用機会等により、人口の43%が貧困という厳しい環境にある。全国平均25.6%に比較しても非常に高いことから、貧困層の所得向上・栄養改善は急務となっており、小規模養殖の導入が期待されている。

しかしながら、中央乾燥地域と南部地域では降雨量等の自然条件が異なるため、SAEPで導入した養殖技術を中央乾燥地の条件に適応させた上で普及させる必要がある。また、ミャンマー畜水産地方開発省水産局は、上記政策に基づき小規模養殖普及に係る人員・予算の確保に努めているが、今後水産局が中央乾燥地域で小規模養殖普及活動を展開していく体制を確立するためには、地域に適した技術パッケージの開発に加えて、中央・地方の水産局職員の養殖・普及技術の能力向上等が課題となっている。

以上を踏まえ、ミャンマー政府は中央乾燥地域を対象に、地域に適した養殖方法の確立及び普及計画の策定を行い、小規模養殖技術・手法をより広い範囲に定着させるため、我が国に対し、新規技術協力案件として、「中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト」の実施が要請された。

本プロジェクトは、2014年2月下旬より2019年2月下旬まで5年間の実施を予定しており、「チーフアドバイザー/普及計画」及び「業務調整/研修」の2名の長期専門家を派遣予定である。本案件の実施に伴い、小規模淡水養殖技術の普及を目的として、本専門家を派遣する。

7. 業務の内容

本業務は、長期専門家及びカウンターパート（C/P）と協働で、プロジェクトサイトにおいて、農民が実践可能な小規模養殖技術の普及を目的とした活動を行うと同時に、C/Pに対しOJT方式で技術移転を行うことを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

（1）国内準備期間（2014年2月中旬）

- ①プロジェクト事前評価及び詳細計画策定調査報告書、SAEPプロジェクト報告書、他ドナーによる農村開発にかかる援助状況資料等の関連資料を収集・整理・分析し、プロジェクトの背景・現状を把握するとともに、ミャンマーの農業農村開発セクターの概観を把握する。
- ②プロジェクトとの連絡・調整に基づき、現地派遣期間における業務方針・方法などについて記述した業務実施計画書（案）（和文、英文）を作成し、JICA農村開発部に提出・説明し、合意を得る。プロジェクト関係資料（実施協議報告書、実施運営総括表、月例報告書、研修教材等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。

（2）現地派遣期間（2014年2月下旬～2014年12月下旬）

- ①現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（英文）に取りまとめ、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②中央乾燥地帯における小規模養殖技術の必要条件と手法を明らかにするとともに、水産局職員と農家に対する地域に適合した養殖技術研修内容の検討、及び、研修資料・マニュアルの作成/改定をする。
- ③②で作成する資料・マニュアルを用いて、長期派遣専門家（チーフアドバイザー/普及計画、業務調整/研修）及び現地C/Pと協働し、水産局職員と農家に対する研修計画・実施を技術的側面から支援する。
- ④プロジェクト専門家、現地C/Pとともに、プロジェクト拠点であるマンダレー及び複数のパイロットプロジェクトサイト（マンダレー地域、ザガイン地域、マグウェイ地域内の管区/州および村区を想定）を訪問し、小規模養殖（池中/稲田養殖）の実証試験を実施（計画案策定、資機材の手配・購入・配布、種苗の手配、配布等）する。
- ⑤④で実証試験が実施される各パイロットサイトへの定期的なモニタリングを行い、養殖活

動における技術的指導を行うとともに、同行するC/Pに対するモニタリング手法を指導する。

- ⑥パイロットプロジェクトサイトにおける中核農家（種苗生産農家）の選定、適切な種苗生産施設の設置を行うとともに、種苗生産に関する技術研修を計画・実施する。
- ⑦水産局種苗センター等に対し、養殖技術・普及全般に関する技術的助言を行う。
- ⑧現地業務完了報告書（英文）を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAミャンマー事務所に提出及び報告を行う。

(3) 帰国後整理期間（2015年1月上旬）

- ①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）
- ⑤その他

C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した研修用教材を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空経路は、成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年2月25日～12月21日を予定しているが、ミャンマー国受入手続の事情により変更となる可能性がある。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間

に派遣予定の専門家のみ記載)。

- ・ チーフアドバイザー/普及計画 (長期派遣専門家)
- ・ 業務調整/研修 (長期派遣専門家)
- ・ 社会経済調査 (短期派遣専門家)

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む。)
- エ) 通訳備上
現地において必要があれば通訳(英語⇔ミャンマー語)を備上予定。
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部水田地帯1課(TEL:03-5226-8452)にて配布します。
 - ・ 詳細計画策定調査報告書(ドラフト)
 - ・ 本プロジェクトの前身案件であるSAEPプロジェクトが作成したプロジェクト完了報告書、養殖普及マニュアル
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ SAEPプロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/oda/project/0701901/index.html>)

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ミャンマー国受入手続き等の事情により、履行期間その他の契約内容を変更する場合があります。

以上